

学校法人豊南学園 信州豊南短期大学

信州豊南短期大学における公的研究費の適正な運営・管理に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、信州豊南短期大学（以下「本学」という。）における専任教員の競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費」という。）に関し、手続等の取扱の適正な運営・管理を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において公的研究費とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。

2 前項に掲げる公的研究費補助金以外の競争的資金等の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

(研究者及び事務職員の責務)

第 2 条の 2 研究者及び事務職員（以下「研究者等」という。）は、研究活動が社会から負託された公共的・公益的な知的生産活動であることの重要性を認識し、関係諸法令及び学内の諸規則その他を順守するとともに、コンプライアンス教育を受講し、公的研究費の適正な管理・運営及び公正かつ効率的な使用に努めなければならない。

2 前項に掲げる公的研究費補助金以外の競争的資金等の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

(最高管理責任者)

第 3 条 本学に、公的研究費に関する運営・管理の最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

第 4 条 本学に、公的研究費に関する運営・管理の統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、公的研究費の運営・管理について最高管理責任者を補佐し、信州豊南短期大学全体を統括する実質的責任を負うものとする。

3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、機関全体の不正防止計画を策定、実施し、実施状況の確認を行い最高責任者に報告するものとする。

4 統括管理責任者は、コンプライアンス教育推進責任者が活動しやすい環境整備を行うものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第 5 条 本学に、公的研究費に関する運営・管理の実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を置き、最高管理責任者の指名した学科長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、以下の業務を遂行する。

(1) コンプライアンス推進のための対策を計画、実施し、実施状況を確認するとともに、統括責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るために公的研究費の管理・運営に係るすべての教職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 公的研究費の管理執行について適切に行われているかどうか、モニタリングし、必要に応じ

改善指導を行う。

(コンプライアンス推進副責任者)

第5条の2 コンプライアンス推進責任者の職務を補佐するためにコンプライアンス推進副責任者を置き、総務課長を持って充てる。

(適正な運営・管理等)

第6条 最高管理責任者は公的研究費の不正な使用の誘発要因を除去し、抑止機能を備えた環境及び体制の整備を図らなくてはならない。

(関係者の意識向上)

第7条 最高管理責任者は教職員の公的研究費に対する意識向上を図るため、定期的かつ必要に応じ公的研究費に関する説明会を行う。

2 事務処理については責任の所在を明確にし、職務権限に応じた決済を行う。

(不正防止計画の策定)

第8条 最高管理責任者は公的研究費を適正に管理し、不正の発生を防止する計画（以下「不正防止計画」という）を策定する。

(不正防止計画の推進)

第9条 最高管理責任者は公的研究費の不正防止に努めることを表明するとともに、不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

(不正使用への対応)

第9条の2 不正使用への対応に関する規程は別に定める。

(公的研究費の執行)

第10条 最高管理責任者は公的研究費の執行に当たり、公的資金によるものであることを教職員に理解させ、研究機関が管理する必要性を周知し、不正防止計画等を踏まえ適正な執行を行う。

2 公募要領により競争的資金等に係る研究計画調書又は提案書等の公募に関する書類を直接公募先に提出等することとなっている場合には、研究代表者等は事務局長に遅滞なく届出るものとする。

3 公的研究費の経理事務は事務局経理課が行う。

(検収業務等)

第11条 公的研究費の適正な運用を図るため、公的研究費による購入物品に関して検収責任者を置き、納品を検収するものとする。

2 検収責任者は、納品書と現物を照合の上、納品書に検収印を押印する。

3 不正な取引に関与した業者への処分を行うことがある。処分に関する規程は別に定める。

4 検収責任者は事務局長が任命する。

(通報窓口)

第12条 本学における公的研究費の使用・管理に係る不正に関し、学内外から通報を受ける窓口を事務局総務課に設置する。

(内部監査)

第 13 条 最高管理責任者は公的研究費の適正な管理のため、モニタリング及び監査体制の整備を図るものとする。

2 公的研究費の適正な使用等の充実を図るため内部監査を行う。

3 内部監査は事務局長および事務局次長または総務課長に最高管理責任者が指名した教員 1 名で行い、実施結果を最高管理責任者に報告する。

(管理・監査の見直し)

第 14 条 最高管理責任者は、公的研究費の管理、執行に関わるすべての教職員に対し、誓約書（様式 1）の提出を求めるものとする。

(管理・監査の見直し)

第 15 条 最高管理責任者は内部監査の実施を踏まえ、不断に運営・管理の見直しを行い、必要に応じ統括管理責任者に運営・管理の改善を指示する。

附 則

1. この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2. この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

3. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

4. この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

(様式1)

誓 約 書

信州豊南短期大学学長 殿
(最高管理責任者)

私は、信州豊南短期大学の教職員として、以下の事項を遵守することをここに誓います。

1. 公的研究費の管理・執行に当たり、法令、当該公的資金の配分機関の定める各種要項及び本学が定める規則等を遵守すること。
2. 大学の管理する公的研究費等が国民の税金等で賄われていることを強く認識し、研究活動及び公的研究費の管理・執行において一切の不正行為を行わない。
3. 規則等に反して不正を行った場合は、国、公的資金の配分機関及び本学から処分を受け、法的な責任（刑事告発等）を負うこと。
4. 備品・消耗品等の物品の購入、及び調査委託、情報処理等の役務の調達にあたっては、本学の規則を順守し適正な処理を行うとともに、取引業者等との関係において国民の疑惑や不信を招くことがないように行動すること。
5. 研究代表者及び研究分担者にあつては、当該公的研究費等に携わる構成員がすべて誓約書を提出していることを確認すること。
6. 関係法令及び使用ルール等に関する知識の習得や事務手続きの理解に努めること。
7. 教職員間で協力して研究活動及び公的研究費の不正使用を未然に防止するように努めること。また、研究活動及び公的研究費の不正使用を発見した場合は速やかに届出ること。

平成 年 月 日

(所属) _____

(氏名) _____ (自署)